

法人コード	A024973
-------	---------

令和元年12月28日

内閣総理大臣

安倍晋三 殿

法人の名称 公益財団法人国際人材交流支援機構

代表者の氏名 小見山 幸治

### 事業計画書等に係る提出書

下記に掲げる事業計画書等について、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第22条第1項の規定により、提出します。

#### 記

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- 4 1から3までに掲げる書類について理事会（社員総会又は評議員会の承認を受けた場合にあつては、当該社員総会又は評議員会）の承認を受けたことを証する書類

# 事業計画書 (第5期)

(令和2年1月1日～令和2年12月31日)



公益財団法人 国際人材交流支援機構

## 目次

I	はじめに－IHNOの基本理念.....	3
II	基本方針.....	3
III	事業計画.....	3
1	奨学金給付事業（定款第4条第1項第1号）.....	4
	(1) 奨学金の給付.....	4
	(2) 奨学金プログラム等についての広報・啓発.....	4
2	進路（進学・就職）支援事業（定款第4条第1項第2号）.....	4
3	その他の事業（定款第4条第1項第6号）.....	4
4	法人運営・管理.....	5
	(1) 賛助会員の募集.....	5
	(2) 内部規程の徹底及びコンプライアンスの確保.....	5

## I はじめに－IHNOの基本理念

公益財団法人国際人材交流支援機構(IHNO)は、わが国における少子高齢化社会の進展とグローバル経済の加速度的発展に伴う労働力供給環境の多様化という現状に鑑み、将来のわが国そして世界の成長と発展を担うべき人材、すなわち、意欲あふれる若年の学生ないし留学生を積極的に支援することにより、もって、わが国及び世界にとって有用な人材の育成に寄与することを使命とする団体です。

特に、有用な人材に対して、奨学金プログラムの実施による支援を行うことにより、これらの人材が有意義に学びかつ働く環境の創出に寄与して参ります。誰もが活躍できる社会創りに貢献することが、私たちIHNOの基本理念です。

今期も、上記基本理念を一層具体化するべく、諸事業を実施いたします。

## II 基本方針

本年度は、以下を中心に事業活動を行う予定です。

- ①学生ないし留学生の就学環境等の改善を支援するための奨学金の給付事業を本格的に実施するとともに、当法人の行っている奨学金給付事業の普及を図るため、説明会を積極的に開催するなどして、広報・啓発活動を行う。
- ②進路支援事業、グローバル人材の育成支援事業等に関しては、引き続き準備活動を行う。
- ③法人運営・管理においては、コンプライアンスに努める。

## III 事業計画

IHNO定款第4条第1項においては、IHNOが行う事業として、以下の6事業が列挙されております。

- ① 学生・留学生に対する奨学金の支給
- ② 学生・留学生に対する進路(進学・就職)支援
- ③ 学生・留学生に対する専門人材育成プログラムの開発
- ④ グローバル人材の育成支援
- ⑤ 将来活躍が期待される人材(学生・留学生)が学ぶための生活環境の支援
- ⑥ その他IHNOの目的達成に必要な事業

以下、定款における上記各事業項目を中心に今期において実施する具体的な事業の計画を掲げ、また、当法人運営・管理に関する事業計画についても併せて記載します。

## 1 奨学金給付事業（定款第4条第1項第1号）

### (1) 奨学金の給付

「IHNO奨学金給付規程」に基づくIHNO奨学金プログラムを策定し、勉学に励み、かつ、勤労に熱心に取り組む意欲あふれる学生又は留学生に対し、就学環境の改善を支援するため、適格性を有する者に対する奨学金の給付を行います。

奨学金の給付は、まず、広く申請者を募集し、適格性を有する者に奨学金の受給資格を付与します。この受給資格の付与に当たっては、本事業の理念・目的を理解し、関連する諸制度に精通した委員によって構成される審査委員会において、当該申請者が審査基準を充たしているか否か等奨学金受給資格を付与する適格性を有するか否かにつき、厳正かつ公正に審査をいたします。

今期は、奨学金受給資格を付与する者(奨学生)の目途を1,000名とし、奨学生の募集は随時受け付け、上記審査委員会については、原則として毎月10日頃に開催することといたします。

上記の審査により奨学金受給資格を付与された奨学生に対しては、さらに、毎月の稼働実績を確認し、所定の実績のある奨学生に対しては、毎月、奨学金の給付を行います。この結果に基づき、奨学生に対する毎月の奨学金の給付は、原則として毎月15日に実施いたします。

### (2) 奨学金プログラム等についての広報・啓発

IHNO奨学金プログラム及びIHNOが行っている事業等を説明するために、当法人役員が国内外の関係諸機関を訪問するなどし、同プログラム等についての広報・啓発活動を実施します。

具体的には、今期においては以下の活動を予定しています。

#### ① 国内

大学、専門学校、日本語学校等の教育機関を随時訪問するほか、IHNOプログラムの説明会を原則として毎月1回以上実施。奨学金プログラムの説明会は、今期は100回を目途に開催。

#### ② 海外

政府機関及び大学、日本語学校等の教育機関を訪問し、IHNOプログラムの説明を実施。今期も前期に引き続き、インドネシア、バングラデシュ、ネパール、ミャンマー、カンボジアに訪問の予定。また、それらの国にある教育機関において、留学希望者を対象としたセミナーを開催予定。

## 2 進路（進学・就職）支援事業（定款第4条第1項第2号）

学生又は留学生からの進路（進学・就職）に関する個別相談等の支援事業を行うことを計画しておりますが、今期は本格的な実施に向けての準備活動を引き続き行います。

## 3 その他の事業（定款第4条第1項第6号）

国際交流セミナー（IHNO奨学金プログラムにより支援を受けた奨学生の経験談その他の知見等を共有し、当法人の活動理念である学生又は留学生への支援を通じた有為な人材育成の普及・啓発のため、奨学生、奨学生勤務先企業、日本語学校、賛助会員その他広く一般を対象とし

たセミナー)を年4回実施するための準備を検討します。

#### 4 法人運営・管理

##### (1) 賛助会員の募集

今期は、引き続き、当法人の活動の安定と拡大を企図し、また、当法人の活動理念を広く普及するために、賛助会員を随時募集いたします。今期は、100会員を賛助会員とすることを目標とします。

##### (2) 内部規程の徹底及びコンプライアンスの確保

今期も、引き続き、当法人の定款及び内部諸規程に沿った当法人の適正な運営に努め、かつ、コンプライアンスの確保に努めます。

# 収支予算書内訳表

令和 2年 1月 1日から令和 2年12月31日まで

公益財団法人国際人材交流支援機構

(単位：円)

科 目	公益目的事業	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受 取 会 費	500,000	500,000	1,000,000
受 取 寄 付 金	500,000	500,000	1,000,000
受 取 寄 付 金	55,000,000	55,000,000	110,000,000
受 取 寄 付 金	55,000,000	55,000,000	110,000,000
経常収益計	55,500,000	55,500,000	111,000,000
(2) 経常費用			
事 業 費	103,994,192		103,994,192
給 料 手 当	5,040,000		5,040,000
法 定 福 利 費	831,592		831,592
会 社 議 議 金	89,250,000		89,250,000
旅 費 交 通 費	100,800		100,800
通 信 費	2,479,200		2,479,200
消 耗 品 費	672,000		672,000
地 務 用 品 費	168,000		168,000
光 熱 水 料 費	132,000		132,000
交 際 借 賃 費	2,520,000		2,520,000
支 払 宣 伝 費	64,680		64,680
支 払 宣 伝 費	52,668		52,668
支 払 宣 伝 費	206,052		206,052
支 払 宣 伝 費	110,000		110,000
支 払 宣 伝 費	92,400		92,400
支 払 宣 伝 費	2,263,800		2,263,800
支 払 宣 伝 費	11,000		11,000
管 理 費		9,602,996	9,602,996
役 員 報 酬		270,000	270,000
給 料 手 当		2,160,000	2,160,000
法 定 福 利 費		356,396	356,396
会 社 議 議 金		43,200	43,200
旅 費 交 通 費		376,800	376,800
通 信 費		288,000	288,000
消 耗 品 費		72,000	72,000
地 務 用 品 費		1,080,000	1,080,000
光 熱 水 料 費		27,720	27,720
交 際 借 賃 費		22,572	22,572
支 払 宣 伝 費		88,308	88,308
支 払 宣 伝 費		2,563,000	2,563,000
支 払 宣 伝 費		39,600	39,600
支 払 宣 伝 費		970,200	970,200
支 払 宣 伝 費		1,245,200	1,245,200
経常費用計	103,994,192	9,602,996	113,597,188
評価損益等調整前当期経常増減額	-48,494,192	45,897,004	-2,597,188
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	-48,494,192	45,897,004	-2,597,188
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	-48,494,192	45,897,004	-2,597,188
当期一般正味財産増減額	-48,494,192	45,897,004	-2,597,188
一般正味財産期首残高	0	0	0
一般正味財産期末残高	-48,494,192	45,897,004	-2,597,188
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	-48,494,192	45,897,004	-2,597,188

事業 年度	自	令和2年1月1日	法人コード	A024973
	至	令和2年12月31日	法人名	公益財団法人国際人材交流 支援機構

## 資金調達及び設備投資の見込みについて

### (1) 資金調達の見込みについて

当期中における借入れの予定の有無を記載し、借入れ予定がある場合は、その借入先等を記載してください。

借入れの予定		なし		
事業 区分	番号	借入先	金額	用途
			円	

### (2) 設備投資の見込みについて

当期中における重要な設備投資(除却又は売却を含む。)の予定の有無を記載し、設備投資の予定がある場合には、その内容等を記載してください。

設備投資の予定		なし		
事業 区分	番号	設備投資の内容	支出又は収入の 予定額	資金調達方法 又は取得資金の用途
			円	



## 第4期第4回 通常理事会議事録

- 1 日 時 令和元年12月17日 午後4時00分
- 2 場 所 東京都千代田区永田町二丁目17番17号  
アイオス永田町505
- 3 理事の総数 3名 出席理事の総数 3名  
(出席理事) 小見山幸治、小林光俊、永田潤子
- 4 監事の総数 1名 出席監事の総数 1名  
(出席監事) 田中重博
- 5 議長兼議事録作成者 理事長 小見山幸治
- 6 議 題

第1号議案 第5期(自令和2年1月1日 至令和2年12月31日)事業計画及び収支予算承認の件

第2号議案 規則及び規程変更の件

- 7 議事の経過の要領及びその結果

定刻に理事長が議長席につき開会を宣した。冒頭、議長(理事長)より挨拶があり、その後、議長は、本理事会は定款第48条に定める定足数を充たしており適法に成立した旨を告げ、直ちに議事に入った。

### (1) 決議事項

第1号議案 第5期(自令和2年1月1日 至令和2年12月31日)事業計画及び収支予算承認の件

議長は、第1号議案を上程し、第5期事業計画書及び収支予算書に基づいて説明を行い、議場にその賛否を諮ったところ、理事全員異議なく承認可決した。なお、併せて、第5期に係る資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類に関しても説明がなされ、理事全員異議なく承認可決した。

第2号議案 規則及び規程変更の件

議長は、第2号議案を上程し、下記の規則及び規程の変更(規程中の法人名称につき、公益法人移行に伴う法人名称の変更に合わせてのもの。)つき、新旧対照表等の資料に基づいて説明を行い、議場にその賛否を諮ったところ、理事全員異議なく承認可決した。

### 記

理事会運営規則、事務局規程、出張旅費規程、基本財産管理規程、経理規程、特定費用準備資金等取扱規程、謝金に関する規程、財産管理運用規程、印章取扱規程、寄附金等取扱規程、IHNO奨学金給付規程、個人情報等管理規程(含「個人情報保護に関する基本方針」、「一般財団法人国際人材交流支援機構が業務上保有する個人情報等の利用目的」)。

なお、監事監査規程については、監事の決定により、同趣旨の変更がなされた旨理事長

から報告があった。

(2) 報告事項

理事長の職務執行状況報告

理事長から、前回理事会以降本日までの職務執行状況が報告された。

具体的には、国内外における奨学金プログラム説明会実施状況。提携校の協定締結実施状況。セミナー開催の内容および実績報告。奨学生数の推移について報告した。

以上をもって本日の議事が終了したので、議長は午後5時00分閉会を宣した。

上記議事の経過及びその結果を証するため、定款第52条に基づき、本議事録を作成し、出席した理事長及び監事は次に記名押印する。

令和元年12月17日

公益財団法人国際人材交流支援機構理事会

議長 理事長 小見山 幸 治



監 事 田 中 重 博

